

記者会見要旨
(2022年12月26日)

最近の協会・業界の主な動向

1. 9月15日に前回の記者会見を開催しました。この記者会見は横浜で開催された研究大会に合わせて開催しました。
2. 今回、3年ぶりに現地に会員が集まり研究大会を開催することができました。記念パーティー等の催しは中止となりましたが、研究大会については成功裡に開催できたと考えております。
3. 10月28日に「ISSB セミナーサステナビリティ情報開示の未来像を考える」というセミナーを開催しました。これはISSB議長でもあるEmmanuel Faber氏が来日することに合わせて開催したものです。現地参加とリモート参加を合わせ、会員700名、一般1,349名の合計2,000名以上の方にご参加いただきました。2023年1月末までアーカイブ配信を行っておりますのでご覧いただければと思います。
4. 11月18日に公認会計士試験論文式試験の合格発表がありました。願書提出者数18,789人、合格者数1,456人で、願書提出者数は前年から4,500人程度増加し、合格者数は96人増加した結果、合格率は前年から1.9%下がり7.7%となりました。大変多くの優秀な方々に公認会計士を目指して受験いただきありがたく思っています。
5. 11月21日に「令和4年公認会計士法等改正に係る政令・内閣府令案等」に対する意見を協会として提出しました。
6. 昨今、公認会計士法の改正に限らず、ディスクロージャー制度の見直し、監査法人のガバナンス・コードの改訂、内部統制監査等、開示制度をめぐる多くの改正が行われているところですが、協会としてしっかりと対応して参ります。
7. 12月16日には「令和5年度与党税制改正大綱」が公表されたことを受け会長コメントを公表しました。

会長声明「公認会計士資格の適切な表記と集計の要請について」

8. 2022年7月15日及び同年9月9日付けプレスリリース「会員監査法人における公認会計士資格の表記に関する誤りについて」において公表したとおり、複数の会員監査法人において、公認会計士登録がされていないにもかかわらず、公認会計士として書類上記載がされている事案が確認されました。
9. これらのことを踏まえ、当協会では、上場会社監査事務所名簿に登録された監査事務所に対して、公認会計士資格表記の誤りがないかの自己点検と、当協会への報告を求めた結果、複数の上場会社監査事務所の作成した書類や名刺において表記の誤りが発生している状況を把握いたしました。
また、監査事務所から誤った情報を提供したことにより被監査会社の有価証券報告書の記載誤りに繋がっている事案も認められております。
被監査会社をはじめとする全てのステークホルダーの皆様へ、多大なるご心配とご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。
10. 当協会は、自主規制団体として、本件事案の発生を深刻に受け止めるとともに、公認会計士登録制度の根幹にかかわる問題と認識し、当該監査事務所に対して、今後同様の事案が生じないように厳重注意するとともに、個々の原因分析結果に基づいた再発防止策の策定と実行を要請し、当協会に報告するよう、会則に基づく勧告を行いました。

今後、適切な再発防止策の策定と実行によって、当該監査事務所の業務管理体制の改善が着実に実施され、再発防止に繋がるよう指導・監督を進めるとともに、その誤表記の態様や状況に応じて会則に基づき厳正に対処いたします。

当協会では、上記のほか再発防止のための必要な対応を行ってまいります。

11. 会員各位には、公認会計士の登録制度が公認会計士制度の根幹をなすものであることを再認識し、公認会計士資格の登録に基づいた適切な表記や集計を行うよう強く要請します。

公認会計士資格の誤表記に係る日本公認会計士協会の対応について

12. 2022年7月、9月に複数の大手監査法人のプレスリリースにて、公認会計士登録がされていないにもかかわらず、有価証券報告書等の書類に公認会計士として集計されている事例が確認されたとの公表が行われました。

本件事案は、被監査会社の有価証券報告書の訂正に繋がるものであり、多大なるご心配とご迷惑をおかけしたことを自主規制団体である協会として深刻に受け止めるとともに、公認会計士登録制度の根幹にかかわる問題であると認識しております。

13. 協会では、本件事案を受け全容把握のための調査を実施しました。

調査の目的は、金融商品取引法に規定される、公認会計士による監査証明を受けなければならない規定に違反する行為や、監査概要書の提出に関し虚偽の報告を行っていないか。公認会計士でない者が、公認会計士の名称を使用していないか。監査法人において使用人その他の従業者を監督しているか。監査法人において業務管理体制を整備しているか。の4つに抵触していないかを調べることです。

調査の対象は、上場会社監査を担当している135監査事務所の全てです。

調査内容は、直近期の有報等の法定文書・被監査会社への提出資料の誤記載の有無。

公認会計士でない者が名刺等で公認会計士と名乗っていないこと。の2点であり、これを各監査事務所に対して自己点検を依頼し、その結果を協会に報告する形で一斉調査を実施しました。

14. その結果、有報等の法定文書・被監査会社への提出資料の誤記載のあった事務所が18事務所でありました。これについては大変深刻な問題であると協会として受け止めています。

誤記載が検出されたものの内、誤記載について本人の認識があった事務所が4事務所、誤記載が検出されたが本人の認識がなかった事務所が14事務所ありました。

4事務所については本人の認識がありながら誤記載となっており、深刻な問題であると受け止めています。

また、2事務所において、公認会計士でない者が名刺で公認会計士と名乗っていた事例が報告されました。

公認会計士として登録するためには、公認会計士試験の合格、実務補習を受けたのち修了審査に合格すること、業務補助等の実施の3つが必要です。

しかしながら、公認会計士登録前及び修了審査合格前の者に名刺を用意し、一部の者が使用を開始していた事例があり、名刺の回収作業を実施しました。

また、別の事務所では、公認会計士登録前の者に名刺を用意し、当該者が名刺を渡す際は、公認会計士登録手続中のため公認会計士ではなく公認会計士試験合格者である旨を説明して渡していた事例がありました。

15. 有報にどのような誤記載があったかについて説明したいと思います。公認会計士の監査の状況については、有価証券報告書の「コーポレート・ガバナンスの状況等」の中に公

認会計士と公認会計士以外の人数を記載することになっており、その人数が適正なものになっていないというものです。人数の記載誤りですが、あってはならないことで、協会として厳しく受け止めています。

16. 続いて、誤記載に関する調査の分析結果についてご説明します。

誤記載の態様としては、ア．有価証券報告書及び監査概要書といった法定文書における誤記載。イ．監査契約書、監査計画書、監査結果報告書といった被監査会社への説明資料における誤記載の2つがありました。イについては、人数だけでなく氏名が記載されていることがある点が、アと違う点になります。

誤記載の状況については、ア．書類作成者の誤認・誤記載。イ．被監査会社による誤記載のケース。ウ．人数を過大に記載しているが、個人を特定できないケース。の3つがありました。

発生の原因については代表的なものとして、ア．公認会計士の名称を使用することの重要性の意識の欠如。イ．法定文書の重要性の認識不足。ウ．公認会計士登録者と非登録者が混在している職位があり、誤認を生じやすい状況の存在。エ．資格情報を確認する必要があることの周知不足。オ．業務管理システムや人事データベース等のツール利用の不徹底、又は監査事務所が定めた手続を行わなかったことによる誤記載。カ．業務管理システムや人事データベース等のツールを利用しているにも関わらず、注意の不足や検証の不足。キ．上席者による確認不足。ク．監査事務所における管理体制の整備不足。ケ．監査業務に特有の状況から、誤記載が発生し易い状況の存在。コ．被監査会社が作成した資料の確認漏れ。がありました。

17. 続いて、公認会計士でない者が名刺等で公認会計士と名乗っていたことの分析結果についてご説明します。

発生の態様については、ア．監査事務所が公認会計士登録前及び修了考査合格前の者に名刺を用意し、一部の者が使用を開始したもの。イ．監査事務所が公認会計士登録前の者に名刺を用意し、公認会計士登録手続中と伝達の上で使用したもの。の2つがありました。

発生の状況については、ア．名刺発注用データ作成時に、資格部分を間違え発注したケース。イ．昇任者を公認会計士登録済みであると誤認し発注したケース。ウ．公認会計士登録抹消中の者が再入社した際に、登録手続中にもかかわらず古いデータで発注したケース。の3つがありました。

発生原因について、ア．公認会計士の名称を使用することの重要性の意識の欠如。イ．公認会計士登録者と非登録者が混在している職位があり、誤認を生じやすい状況の存在。ウ．資格情報を確認する必要があることの周知不足、確認漏れ。エ．本人の確認不足。の4つが考えられます。

18. 本件事案に対する協会としての対応として、今後このような事例が発生しないよう会長声明の発出等の対応を行うほか、誤りが判明した監査事務所に対しては、適切な再発防止策の策定と実行によって、業務管理体制の改善が着実に実施され、再発防止に繋がるよう指導・監督を進めます。

具体的には、1．公認会計士登録時の対応として、誤記載のあった該当者から公認会計士登録の申請があった場合は、今般策定したガイドラインに基づき、登録することが適切かどうか個別に確認し、慎重に判断します。

2．各監査事務所の原因分析結果に基づいた再発防止策の策定と実行の要請として、該当監査事務所に対して、厳重注意を行うとともに、個々の原因分析結果に基づいた再発防止策の策定と実行を要請し、当協会に報告するよう、会則に基づく勧告を行いました。

た。

3．長期未登録者への対応です。発生の一因として、修了考査に合格しているにもかかわらず長期にわたり公認会計士登録していない者がいることが挙げられます。このため、監査事務所に対し、適時に登録を行う仕組みの構築を要請します。また、監査事務所と協会事務局が長期未登録者のデータを連携できるよう体制整備を行います。

4．会長声明の発出により、全ての会員に対し、公認会計士でない者が公認会計士であると表記することがないように注意喚起を行います。

5．個別事案としての対応として、誤表記の発生の状況や原因に応じて、個人・法人に対して適切な対応を図ることとします。必要な場合には、懲戒処分を検討することも視野に検討を進めていかなければならないと考えています。

6．品質管理レビューにおける対応として、品質管理レビューにおいては、監査事務所における取組の状況を適宜フォローしていきます。

7．監査概要書の作成に関する留意事項及び記載例における注意喚起として、監査事務所から協会に監査概要書の写しを提出するに当たって、誤記載がないように留意事項を示します。

8．監査事務所実務担当者対象の研修を行います。誤表記の発生の状況や原因については様々であることから、これを他山の石として監査事務所における実務担当者に共有するため、研修会を実施します。また、関連する研修会が開催される際には、注意喚起を併せて行います。

9．上場会社の監査における品質保持に関する取組の要請として、上場会社の監査における監査チームにおいて、重要な役割を担っている補助者（現場責任者）の選任に当たっては、監査の品質保持の観点から、品質管理基準報告書や監査基準報告書に照らし、必要な適性及び能力を有していることを再度確認するよう監査事務所に対し指示します。今後、監査事務所における確認の状況を適宜フォローして参ります。

以 上